

伊丹市都市景観条例施行規則

伊丹市都市景観条例施行規則（平成2年伊丹市規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は，伊丹市都市景観条例（平成18年伊丹市条例第41号。以下「条例」という。）及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語の意義は，条例において使用する用語の意義の例による。

（景観計画の提案団体）

第3条 条例第11条に規定する規則で定める団体は，まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された団体で，次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 構成員の2分の1以上が法第11条第1項に規定する土地の区域内の土地所有者等（同項に規定する土地所有者等をいう。）であること。
- (3) 法人格を有しない団体にあつては，代表者の定めのある規約を有していること。

（都市景観デザイン審査に係る行為の届出等）

第3条の2 条例第14条第1項の規定による届出は，都市景観デザイン審査に係る行為の届出書（様式第1号）により行うものとする。

2 建築物の新築，増築，改築，又は移転に係る条例第14条第1項の規則で定める図書は，次に掲げる図書とする。

- (1) 都市景観勘案書（様式第2号）
- (2) 届出に係る敷地又は土地（以下「対象敷地等」という。）及びその周辺の状況を表示する図面で縮尺2，500分の1以上

のもの

- (3) 対象敷地及びその周辺の状況を示す写真
 - (4) 建築物等の配置図又は土地利用計画図で縮尺200分の1以上のもの
 - (5) 各部の仕上げ，色彩のマンセル値及び屋上の設備機器が記載された各面の彩色立面図で縮尺200分の1以上のもの
 - (6) 門，塀，フェンス，舗装等の配置，仕上げ及び色彩並びに植栽の樹種，樹高，配置が記載された外構平面図で縮尺200分の1以上のもの
 - (7) 道路その他の公共の場所から見た彩色を施した透視図で，周辺の状況を確認できるもの
 - (8) 屋上部，バルコニー等設置する設備機器が記載された各階平面図で縮尺200分の1以上のもの
 - (9) 建築物等の断面図で縮尺200分の1以上のもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか，参考となるべき事項を記載した図書
- 3 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更，工作物の建設等及び広告物の建設等に係る条例第14条第1項の規則で定める図書は，前項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる図書とする。
- 4 開発行為に係る条例第14条第1項の規則で定める図書は，第2項第2号から第4号まで及び第10号に掲げる図書のほか，次に掲げる図書とする。
- (1) 開発区域の境界，区域内の土地利用の区分がなされている配置図・土地利用計画図で縮尺500分の1以上のもの
 - (2) 造成計画図で縮尺500分の1以上のもの
- 5 市長は，行為の規模が大きいため，第2項，第3項及び第4項に規定する縮尺の図書によってはその内容が適切に表示できない場合には，当該行為の規模に応じて，市長が適切と認める縮尺の図書をもって，これらの図書に替えることができる。

6 市長は、第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該各項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

7 条例第14条第2項に規定する形態、色彩その他の規則で定める事項は、意匠、仕上げ、その他これに類する行為を変更する行為とする。

8 条例第14条第2項の規定による届出は、都市景観デザイン審査に係る行為の変更届出書（様式第3号）を市長に提出して行わなければならない。

9 都市景観デザイン審査に係る行為の変更届出書には、当該変更の内容を明らかにする図書を添付しなければならない。

（景観計画区域内における行為の届出）

第4条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第1項の届出書は、景観計画区域内における行為の届出（通知）書（様式第4号）による。

2 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為の完了の日前に住所又は氏名に変更があったときは、速やかに書面で市長に届け出なければならない。

3 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出（通知）書（様式第5号）により行うものとする。この場合において、省令第1条第2項各号に掲げる図書及び次条に定める図書のうち当該変更の内容を明らかにする図書を添付しなければならない。

（景観計画区域内における行為の届出に添付する図書）

第5条 条例第15条に規定する規則で定める図書は、届出に係る建築物等を道路その他の公共の場所から見た透視図で、彩色を施したものとする。

（適合通知）

第6条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当

該行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内における行為制限の適合通知書により通知するものとする。

(勧告)

第7条 法第16条第3項又は条例第19条の3第1項の規定による勧告は、勧告書(様式第6号)により行うものとする。

(勧告に従わない者の公表等)

第7条の2 条例第16条第1項(条例第19条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、次に掲げる事項を告示により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあたっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告に係る行為の場所及び内容
- (3) 勧告をした措置の内容

(規則で定める工作物)

第7条の3 条例第17条第2項第1号に規定する規則で定める工作物は、金網とする。

(命令)

第8条 法第17条第1項、第5項、法第23条第1項又は法第32条第1項の規定による命令は、命令書(様式第7号)により行うものとする。

(身分証明書)

第9条 法第17条第7項の規定による立入検査又は立入調査に係る同条第8項の証明書は、身分証明書(様式第8号)による。

(行為完了の届出等)

第9条の2 条例第19条の2の規定による届出は、都市景観デザイン審査の行為の完了・中止届出書(様式第9号)に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 行為完了後の状況を示すカラー写真
- (2) その他市長が特に必要と認めるもの

(景観重要建造物の指定の告示)

第10条 条例第20条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 指定の理由となった外観の特徴
- (5) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲
(景観重要建造物の標識)

第11条 法第21条第2項に規定する標識は、様式第10号による。
(景観重要建造物に係る行為完了の届出)

第11条の2 条例第20条の2の規定による届出は、行為の場所、行為完了年月日を記載した書面に、行為完了後の状況を示すカラー写真を添付して行わなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第12条 条例第22条第1項第4号の管理の方法の基準として規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講じること。
- (2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- (3) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、条例第27条各号に掲げる基準に準じて管理すること。

(景観重要建造物の指定の解除の告示)

第13条 条例第24条第2項の規則で定める事項は、第10条各号(第4号を除く。)に掲げる事項並びに指定の解除の理由及び解除の年月日とする。

(景観重要樹木の指定の告示)

第14条 条例第25条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事

項とする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) 景観重要樹木の所在地
- (4) 指定の理由となった樹容の特徴

(景観重要樹木の標識)

第15条 法第30条第2項に規定する標識は、様式第11号による。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第16条 条例第27条第3号の管理の方法の基準として規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講じること。

(景観重要樹木の指定の解除の告示)

第17条 条例第29条第2項の規則で定める事項は、第14条第1号から第3号までに掲げる事項並びに指定の解除の理由及び解除の年月日とする。

(都市景観形成建築物の指定等の通知及び告示)

第18条 条例第30条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 都市景観形成建築物の名称
- (3) 都市景観形成建築物の所在地
- (4) 指定にあつては、指定の理由となった外観の特徴
- (5) 指定の解除にあつては、都市景観形成建築物の解除の年月日

(都市景観形成建築物の標識)

第19条 条例第30条第5項に規定する標識は、様式第12号による。

(都市景観形成建築物に係る行為の届出)

第20条 条例第32条の規定による届出は、都市景観形成建築物現状変更届出書(様式第13号)により行うものとする。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を都市景観形成建築物現状変更行為完了・中止届出書(様式第14号)により市長に届け出なければならない。

(面積及び高さの算定方法)

第21条 条例第36条に規定する建築物等の建築面積及び水平投影面積並びに建築物等の高さの算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物の建築面積 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号の規定の例による。
- (2) 工作物(建築物を除く。以下この号及び第4号において同じ。)の水平投影面積 工作物の地上部分の水平投影面積による。
- (3) 建築物の高さ 地盤面(建築物が周囲と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その接する位置のうち最も低い位置からの高さが3メートルを超えない範囲内の当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面とする。)からの高さによる。
- (4) 工作物の高さ 工作物が周囲の地面と接する位置のうち、最も低い位置の高さにおける水平面からの高さによる。

(細則)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成27年8月1日から施行する。ただし第11条の次に1条を加える改正規定は，公布の日から施行する。